

医師法第16条の3の規定に基づく

令和9年度から研修を開始する研修医の募集定員に係る協議について

- 各臨床研修病院に係る研修医の募集定員の設定にあたっては、医師法第16条の3の各項の規定により、地域医療対策協議会への意見聴取を行うこととされている。

< 医師法 >

- 第十六条の三 厚生労働大臣は、毎年度、都道府県ごとの研修医(臨床研修病院(前条第一項に規定する都道府県知事の指定する病院をいう。第三項及び次条第一項において同じ。))において臨床研修を受ける医師をいう。以下この条及び第十六条の八において同じ。)の定員を定めるものとする。
- 2 厚生労働大臣は、前項の規定により研修医の定員を定めようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定により厚生労働大臣が定める都道府県ごとの研修医の定員の範囲内で、毎年度、当該都道府県の区域内に所在する臨床研修病院ごとの研修医の定員を定めるものとする。
- 4 都道府県知事は、前項の規定により研修医の定員を定めようとするときは、医療法第五条の二第一項に規定する医師の確保を特に図るべき区域における医師の数の状況に配慮しなければならない。
- 5 都道府県知事は、第三項の規定により研修医の定員を定めようとするときは、あらかじめ、その内容について厚生労働大臣に通知しなければならない。
- 6 都道府県知事は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、地域医療対策協議会の意見を聴かなければならない。
- 7 都道府県知事は、前項の規定により地域医療対策協議会の意見を聴いたときは、第三項の規定により研修医の定員を定めるに当たり、当該意見を反映させるよう努めなければならない。

- 既に厚生労働省から示されている令和9年度から研修を開始する研修医の**本県の募集定員の上限が110名**であるのに対し、**各臨床研修5病院が希望する募集定員の合計は79名**であり、**本県の募集定員上限の範囲内**である。
- また、山梨大学医学部附属病院の基礎研究医プログラムは、既に厚生労働省から募集定員を1名とする旨の連絡を受けている。(国が定員を直接管理)
- ついては、令和9年度から研修を開始する研修医の募集定員については、**各臨床研修病院が希望する募集定員のとおり認めること**としたい。(詳細別紙参照)

1. 令和9年度から研修を開始する研修医の本県の募集定員の上限

110名

2. 令和9年度から研修を開始する研修医の各臨床研修病院の募集定員

臨床研修病院名	R8	R9			
	確定募集 定員数	各病院希望 定員数	県算定ルール 定員数 (※1)	調整枠利用 定員数 (※2)	確定募集 定員数
山梨大学医学部附属病院	42	40	37	3	40
一般	26	26			26
たすき掛け	12	10			10
小児科重点	2	2			2
産科重点	2	2			2
山梨県立中央病院	27	25	25	0	25
総合	23	21			21
小産重点	4	4			4
甲府共立病院	6	6	5	1	6
市立甲府病院	6	6	5	1	6
山梨赤十字病院	2	2	2	0	2
合 計	83	79	74	5	79
山梨大学医学部附属病院 (基礎研究医プログラム)	1	1	—	—	1

※1 「臨床研修医の募集定員の算定等に関する考え方（R2.2地対協において承認済み）」による算定。

※2 調整枠とは、県の裁量で設定できる定員枠のことであり、各臨床研修病院が、県の算定ルールによる定員以上に定員を希望する場合に活用する。

具体的には、国の上限額（110）から各病院の希望定員数（79）を引いた枠数（31）となる。